

# 山梨県公報

第二千三十号

平成二十二年

四月一日

木曜日

## 目次

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	二二九
保安林の指定施業要件の変更予定(九件)	二二九
県営土地改良事業計画の変更	二二三
県営土地改良事業の完了(六件)	二二三
道路の区域変更	二三四
行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定	二三四
収入証紙売りさばき人からの廃止の届出	二三五
訓令	
山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令	二三五
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	二三五
肥料の登録事項の変更	二三五
開発行為に関する工事の完了について	二三六
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	二三六
山梨県猟銃安全指導委員制度の運営に関する規則	二三八
猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	二四七
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部改正	二四九
その他	
山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程	二四九
山梨県道路公社が行う有料道路の料金の変更について	二四九

## 告示

### 山梨県告示第百三十七号

山梨県公報 第二千三十号 平成二十二年四月一日

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定する区域 北杜市小淵沢町二千二十八番地一
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 トリクロロエチレン
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

### 山梨県告示第百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲府市(次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大月市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大月市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
笛吹市・山梨市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南巨摩郡身延町・富士川町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
身延町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横内正明

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
韮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、韮崎市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

1 立木の伐採方法

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 市の森林(国有林)。次の図に示す部分に限る。(、) 韮崎市(次の図に示す部分に限る。)

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横内正明

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

1 立木の伐採方法

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

1 立木の伐採方法

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 甲府市(次の図に示す部分に限る。)

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
中央市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、中央市（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的  
水源のかん養  
変更後の指定施業要件
- (三) 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採方法  
1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
中央市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、中央市（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備  
変更後の指定施業要件
- (三) 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採方法  
1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
中央市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、中央市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北杜市（次の図に示す部分に限る。）、北杜市（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的  
水源のかん養  
変更後の指定施業要件
- (三) 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採方法  
1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北杜市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北杜市（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備  
変更後の指定施業要件
- (三) 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採方法  
1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
北杜市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北杜市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第四百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採方法
    - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第四百十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（敷島地区県営中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
  - 二 縦覧期間 平成二十二年四月二日から平成二十二年四月三十日まで
  - 三 縦覧場所 甲斐市役所
  - 四 異議申立期間 平成二十二年五月一日から平成二十二年五月十五日まで
- 山梨県告示第四百十八号**  
 県営土地改良事業（東山東部地区広域営農団地農道整備事業）の工事は、平成二十年三月十七日をもって完了した。  
 平成二十二年四月一日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 山梨県告示第四百十九号**



山梨県告示第百五十号  
 県営土地改良事業（豊富地区畑地帯総合整備事業）の工事は、昭和六十年三月三十一日をもって完了した。

平成二十二年四月一日  
 山梨県知事 横内正明

山梨県告示第百五十一号

県営土地改良事業（牧丘地区畑地帯総合整備事業）の工事は、昭和六十二年三月三十一日をもって完了した。

平成二十二年四月一日  
 山梨県知事 横内正明

山梨県告示第百五十二号

県営土地改良事業（下萩原地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成十五年三月三十一日をもって完了した。

平成二十二年四月一日  
 山梨県知事 横内正明

山梨県告示第百五十三号

県営土地改良事業（諏訪中部地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成十五年三月三十一日をもって完了した。

平成二十二年四月一日  
 山梨県知事 横内正明

山梨県告示第百五十四号

県営土地改良事業（花園地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成十七年三月三十一日をもって完了した。

平成二十二年四月一日  
 山梨県知事 横内正明

山梨県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平沢千野線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市塩山竹森字乙木田三〇〇九番の一地 先から 甲州市塩山竹森字東田官有無番地地先まで	五・五 一・〇	五・五 二・三・七		五六〇・〇

山梨県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定を次のとおり締結したので告示する。なお、行政区域の境界に係る道路の管理の定め（昭和四十二年山梨県告示第二百九十一号）は、廃止する。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横内正明

一 協定の内容

道路の種類	路線名	位 置	管理工作者
県道	佐野川上野原線	山梨県上野原市 神奈川県相模原市	堺橋 相模原市長
県道	吉野上野原停車場線	山梨県上野原市 神奈川県相模原市	境川橋 相模原市長
県道	四日市場上野原線	山梨県上野原市 神奈川県相模原市	相斐岐橋 山梨県知事

県道	四日市場上野原線	山梨県上野原市	神奈川県相模原市	境橋	山梨県知事
一般	四一三三号	山梨県南都留郡道志村	神奈川県相模原市	両国橋	相模原市長

二 協定締結日 平成二十二年三月一日  
 三 協定の相手方 相模原市長 加山俊夫

**山梨県告示第五十六号**

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所	住所	氏名	廃止年月日
甲府市飯田一丁目一番二十号	甲府市飯田一丁目一番二十号	山梨県信用農業協同組合連合会	平成二十二年三月三十一日

**訓令**

**山梨県訓令甲第十六号**

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横内正明

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表一中「企画部長」を「企画県民部長」に、「県民室長 林務長」を「林務長」に改める。

別表二中「少年課長」を「生活環境課長 少年課長」に改める。

山梨県公報 第二千三十号 平成二十二年四月一日

**附則**  
 この訓令は、公布の日から施行する。

**公 告**

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十二年三月十六日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称 特定非営利活動法人あすなる工房
  - 代表者の氏名 平賀武彦
  - 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上石田四丁目五番十八号
  - 定款に記載された目的  
 この法人は、障害者に対して、地域生活に関する支援事業を行い、障害福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十二年三月二十三日から同年五月二十二日まで

● 肥料の登録事項の変更

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次の肥料の登録事項について変更の届出があったので、同法十六条第二項の規定により公告する。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横内正明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更の内容		変更年月日	
			変更事項	変更前		
山梨県	乾燥園	乾燥園	生産業者	サントリー	サントリー	平成二十一

第一四号	体肥料	体肥料	の名称	株式会社	酒類株式会社	年四月十日
	S	B		社		

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十二年四月一日

山梨県知事

横内 正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

昭和町河西字村西一四九の二、一一五一の二の一部、一一五一の四の一部、一一六三の二及び一一六三の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市古上条町四百二十四番地の五 社会福祉法人 笹の葉会 理事長 笹本憲男

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第四号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成二十二年四月一日

山梨県公安委員会

委員長 櫻井 洋

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

「生活安全企画課

地域課

第九条中「三課」を「四課」に改め、

地域課

を

少年課

に改

「生活安全企画課

生活環境課

める。

第十条第三号中「家出人等」を「行方不明者等」に改め、同条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号から第二十三号までを削り、第二十四号を第十一号とし、第二十五号を第十二号とする。

第十条の二第二項中、「第十三号及び第十四号（サイバー犯罪対策に関する）ことに限

る。」を「及び第十号」に改める。

第十条の四を削る。

第十一条の七の次に次の二条を加える。

（生活環境課）

第十一条の八 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(一) 風俗営業等の許可及び取締りに関すること。

(二) 売春その他風俗関係事犯の取締りに関すること。

(三) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

(四) サイバー犯罪に関する事。

(五) 銃砲刀剣類及び火薬類の許可に関する事。

(六) 銃砲刀剣類及び火薬類の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(七) 経済及び密貿易関係事犯の取締りに関すること。

(八) 保健衛生及び生活関係事犯の取締りに関すること。

(九) 公害事犯（交通公害事犯を除く。）の取締りに関すること。

(十) 射撃場及び射撃指導員並びに銃砲保管業者の指導に関する事。

(十一) 核燃料物質等の運搬届出の指導に関する事。

(十二) 保安関係機関・団体との連絡調整に関する事。

(十三) 部内の他の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。

（生活安全捜査室）

第十一条の九 生活環境課に生活安全捜査室を附置する。

2 生活安全捜査室においては、第十一条の八第二号から第四号まで、第六号から第九号まで及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。

第二十二条第一項及び第二十三条の二第一項中、「生活安全捜査室」を削り、「少年

サポートセンター」の下に、「生活安全捜査室」を加える。

第三十七条第一項中「一五七人」を「一五八人」に、「四五二人」を「四五四人」に

、「四六七人」を「四六九人」に、「四八二人」を「四八四人」に、「一、六三五人」

を「一、六四二人」に、「一、九三一人」を「一、九三八人」に改め、同条第二項中「

五七二人」を「五七五人」に、「一八九人」を「一九〇人」に、「七六一人」を「七六

五人」に、「一、〇六三人」を「一、〇六七人」に、「一〇七人」を「一〇六人」に、

「一、一七〇人」を「一、一七三人」に、「一、六三五人」を「一、六四二人」に、「

一、九三一人」を「一、九三八人」に改める。

別表第一生活安全企画の部を次のように改める。

別表第一生活安全企画の部を次のように改める。



別表第一中

少年サポートセン ター		少年サポ ートセン ター		少年	
所長補佐		少年事件		企画・指導	
少年補導	少年相談	少年事件第二	少年事件第一	企画・指導	庶務

を

生活安全企 画		生活安全 対策室		子どもと 女性の安 全を守る 対策室	
企画調整		生活安全 対策		子どもと女性の 安全を守る対策	
営業		犯罪抑止		対策第一	
庶務		生活安全		対策第二	

生活安全 捜査室	生活環境	少年サポ ートセン ター	少年
-------------	------	--------------------	----

生活安全捜査		サイバー犯罪対 策		風俗・銃砲保安		企画・指導		所長補佐		少年事件		企画・指導	
生活安全捜査第 一	生活安全捜査第 二	サイバー犯罪対 策	銃砲行政・保安	風俗営業	企画・指導	庶務	少年補導	少年相談	少年事件第二	少年事件第一	企画・指導	庶務	

に改める。

二	生活安全捜査第
三	

別表第三笛吹警察署の部黒駒警察官駐在所の項中「笛吹市御坂町上黒駒八四四の二」を「笛吹市御坂町上黒駒八四四の四」に、「及び御坂町尾山」を、「御坂町尾山、御坂町大野寺及び御坂町竹居」に改め、同部花鳥警察官駐在所の項を削り、同部八代警察官駐在所の項中「及び八代町永井」を、「八代町永井、八代町奈良原、八代町竹居及び八

代町高家」に改め、同部中

芦川警察官駐在所	笛吹市芦川町中 芦川六五九の三	笛吹市のうち芦川町上芦 町中芦川及び芦川町鶯宿
----------	--------------------	----------------------------

川、芦川町新井原、芦川

芦川警察官駐在所	笛吹市芦川町中 芦川六五九の三	笛吹市のうち芦川町 町中芦川及び芦川町
----------	--------------------	------------------------

花鳥連絡所	笛吹市御坂町竹居二三四八
-------	--------------

上芦川、芦川町新井原、芦川鶯宿

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県公安委員会規則第五号**

山梨県猟銃安全指導委員制度の運営に関する規則を次のように定める。

平成二十二年四月一日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

山梨県猟銃安全指導委員制度の運営に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第二十八条の二に規定する猟銃安全指導委員（以下「委員」という。）に  
関し、法及び猟銃安全指導委員規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十二号。以  
下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員の活動区域及び定数)

**第二条** 委員の活動区域は山梨県警察組織条例（昭和三十七年山梨県条例第五号）別表  
に定める警察署の管轄区域とし、その定数は別表のとおりとする。

(推薦)

**第三条** 警察署長は、管轄区域内において、継続して十年以上猟銃の所持許可を受けて  
いる者で、法第二十八条の二第一項各号に掲げる要件を満たしているものうちから  
委員としての適任者を別表の定数に基づき選考の上、猟銃安全指導委員推薦書（第一  
号様式）により、公安委員会に推薦するものとする。

(委嘱)

**第四条** 公安委員会は、委員を委嘱するときは、委嘱状（第二号様式）を交付して行つ  
ものとする。

(猟銃安全指導委員証及び腕章の貸与等)

**第五条** 委員には、規則第六条第一項の規定に基づく猟銃安全指導委員証（以下「指導  
委員証」という。）及び規則第六条第二項の規定に基づく腕章（以下「腕章」という。）  
を貸与するものとする。

**2** 委員は、任期が満了したとき、辞職したとき又は解嘱されたときは、指導委員証及  
び腕章を返納しなければならない。

(解嘱等)

**第六条** 警察署長は、委員が法第二十八条の二第七項に該当すると認められるときは、  
猟銃安全指導委員解嘱上申書（第三号様式）により、公安委員会に、当該委員の解嘱  
を上申するものとする。

**2** 公安委員会は、前項の規定により上申された者について審査を行い、解嘱に相当す  
ると認められたときは、その理由等を通知書（第四号様式）により通知して、弁明の機会  
を与えるものとする。

**3** 委員の解嘱は、解嘱通知書（第五号様式）を交付して行つものとする。

**4** 委員の辞職を承認するときは、辞職承認通知書（第六号様式）を交付するものとす  
る。

(委任)

**第七条** この規則に定めるもののほか、委員の運営に関し必要な事項は、警察本部長が

別に定めることができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

活動区域及び定数

活動区域	定数	活動区域	定数
甲府警察署管内	4人	笛吹警察署管内	4人
南甲府警察署管内	6人	日下部警察署管内	7人
南アルプス警察署管内	5人	富士吉田警察署管内	5人
韮崎警察署管内	5人	大月警察署管内	7人
北杜警察署管内	4人	上野原警察署管内	4人
鰍沢警察署管内	3人	合計	59人
南部警察署管内	5人		

第1号様式(第3条関係)

第 年 月 号 日

山梨県公安委員会 殿

所 属 長

猟銃安全指導委員推薦書

次の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の要件を満たし、人格・経歴とも猟銃安全指導委員として適任と認められますのでここに推薦します。

本 籍			
住 所			
職 業			
氏 名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日	年 齡	歳
連 絡 先		携 帯	
所属団体名			
健康状態			
過去の犯歴			
そ の 他	新任・再任 ( 期～)		
備 考			



# 委 嘱 状

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の規定  
により猟銃安全指導委員に委嘱する

委嘱の期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

山梨県公安委員会 印

第3号様式(第6条関係)

第 年 月 日 号

山梨県公安委員会 殿

所 属 長

猟銃安全指導委員解嘱上申書

住 所 氏 名 生 年 月 日	
委 嘱 年 月 日	年 月 日
解 嘱 事 由	
そ の 他	

# 通 知 書

第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱する予定であるので、猟銃安全指導委員規則第8条の規定に基づき、次のとおり通知します。

## 記

- 1 解嘱の理由
  
- 2 弁明を聴く日時及び場所

(注) 上記の日時に上記の場所に出頭しない場合には、あなたの弁明を聴かないで解嘱することがありますので、やむを得ない理由により出頭することができないときは、

月 日までに、担当 (電話 )  
に連絡してください。

解 嘱 通 知 書

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定  
により猟銃安全指導委員を解嘱する

年 月 日

山梨県公安委員会 印

# 辞職承認通知書

殿

猟銃安全指導委員の辞職を承認する

年 月 日

山梨県公安委員会 印



山梨県公安委員会規則第六号

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月一日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

（猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則（昭和四十一年山梨県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。）

第六条中「警察本部生活安全部生活安全企画課」を「警察本部生活安全部生活環境課」に改める。

第九条中「許可証用紙配布台帳」を「許可証等受払簿」に改める。

第三号様式を次のように改める。



附則  
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県警察本部長告示第十三号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

山梨県警察本部長 西 郷 正 実

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十八年山梨県警察本部長告示第十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

猟銃等講習会（初心者講習  
修了考査）

同右

同右

同右

を

猟銃等講習会（初心者講習  
修了考査）

同右

同右

山梨県警察  
本部生活安  
全部生活環  
境課

に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

その他

山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

山梨県立宝石美術専門学校管理者

山梨県商工労働部長 丹 澤 博

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程

山梨県立宝石美術専門学校学則（昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「二十六週」を「三十八週」に改める。

第二十一条第二項中「課長」を「事務局次長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十条第一項及び同法第十五条第一項の規定による許可を受けた有料道路の料金の変更を行うので、同法第二十五条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年四月一日

山梨県道路公社理事長 中 澤 正 徳

一 対象路線

雁坂トンネル有料道路

富士山有料道路

二 変更事項

料金のうち、障害者割引に関する事項について、介護者が運転する場合の割引が適用される障害者の区分及び障害の程度に肝臓機能障害（一級から四級までの各級）を追加する。

三 実施年月日

平成二十二年四月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番